

建 第 3019 号

令和3年(2021年)8月23日

( 公 社 ) 佐 賀 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会 会 長 様

佐賀県 県土整備部 建築住宅課長

令和3年8月11日からの大雨災害被災者への民間賃貸住宅の借上げによる  
急仮設住宅の供与について(依頼)

本県の住宅行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼  
申し上げます。

令和3年8月11日からの大雨にかかる災害により、多くの方が住家に被災を受ける  
など甚大な被害となっております。

このため、佐賀県が民間賃貸住宅を借上げて、被災者に対し急仮設住宅として提供  
していくこととしており、別添のとおり「令和3年8月11日からの大雨における賃貸  
型急住宅事業実施要領」を定めました。

つきましては、この制度について貴会員に周知いただくとともに、被災者からの相談、  
物件の紹介、各種手続き等について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の民間賃貸住宅の借上げにつきましては、災害救助法に基づく制度となり  
ますので、対象となる被災者について要件がありますのでご留意ください。

( 添 付 書 類 )

- ・ 令和3年8月11日からの大雨における賃貸型急住宅事業実施要領

【担当】佐賀県 県土整備部 建築住宅課  
住宅計画担当

電話：0952-25-7165 FAX：0952-25-7316

E-mail：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp